

別紙 1 リスクシナリオ別 脆弱性評価 (案)

- ※ 重要業績指標について、2つ以上のリスクシナリオに該当する場合は、最も有効なリスクシナリオに「◎」を、その他は「・」を記載。1つのリスクシナリオに該当する場合は、「○」を記載。
- ※ 複数のリスクシナリオに記載した場合は、掲載順に「(再掲)」と記載。
- ※ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえて追加した内容は、**豪雨災害対策**と記載

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅、建築物等の耐震化率は、**約 8 割** (H25) と全国とほぼ同水準であるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたこと (H25 施行) などを踏まえ、民間建築物所有者に対する PR など、耐震診断及び耐震化の促進を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路について、「復興みちづくりアクションプラン」に基づき、整備を**集中的に**進める必要がある。また、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、第 6 期無電柱化推進計画に基づき、電線類の地中化を進めているが、さらに整備を進める必要がある。

(市街地整備等)

- 土地区画整理事業や市街地再開発事業など、安全な市街地の整備に向けて施行者(市町村等)が取り組むまちづくりを支援する必要がある。また、大規模盛土造成地の滑動崩落に対する住民の理解を深めるため、「大規模盛土造成地マップ」の公表を進める必要がある。

(地域防災力の強化)

- 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして**被害の最小を図ることが**困難であることから、一定の安全を確保し、住民、自主防災組織、地域の企業等が協力し合って**救出・救護活動等**を行う仕組みを検討する必要がある。

(広域連携体制の整備)

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。

【重要業績指標】

①行政機能／警察・消防等

- ・ 自主防災組織の活動カバー率：82.1% (H27) 【防災・危機管理課】
- ・ 防災士登録数：2,275 人 (H27) 【防災・危機管理課】
- ・ 緊急消防援助隊の登録隊数：158 隊 (H28) 【消防安全課】
- ・ 消防団員数：23,632 人 (H27) 【消防安全課】

②住宅・都市・住環境

- ◎ 街路事業改良率：67.4% (H25) 【公園街路課】
- ◎ 民間特定建築物の耐震化率：82.9% (H27 推計値) 【建築指導課】
- ◎ 住宅の耐震化率：**81.8%** (H27 推計値) 【建築指導課】
- 大規模盛土造成地マップ公表率：**15.9%** (H28) 【建築指導課】

⑤情報通信・交通・物流

- ◎ 「復興みちづくりアクションプラン」の対象箇所の完了率：**55.3%** (H27) 【道路維持課】
- ◎ 緊急輸送道路(県管理)上にある橋梁(15m 以上)の耐震化率 **73.9%** (H27) 【道路維持課】
- ◎ 市街地等道路の無電柱化率：**38%** (H27) 【道路維持課】

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(防災拠点機能の確保)

- 防災拠点となる公共施設（県・市町村）の耐震化率は、86%（H27）と一定の進捗が見られるが、病院や社会福祉施設などの施設区分により耐震改修の状況に差があり、耐震化の促進を着実に進める必要がある。

(医療機関，市町村公立学校，社会福祉施設等の耐震化等)

- 大規模災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化を進めるとともに、医療機関における防災に対する意識啓発を進め、火災に有効なスプリンクラー等の整備促進を図り、災害時における適切な医療提供体制の維持を図る必要がある。
- 市町村公立学校については、避難所等にも利用されることがあることから、耐震化の更なる促進を図る必要がある。
- 厚生労働省調査による民間社会福祉施設等の耐震化状況は 94.5%（H26）であるが、耐震化を着実に進める必要がある。

(火災予防対策)

- 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を達成することは困難であることや、火災の発生は地震以外にも様々な原因があり、対応が異なるから、消防本部等の装備資器材の充実や、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。

【重要業績指標】

①行政機能／警察・消防等

- ◎防災拠点となる公共施設等の耐震化率 86%（H26）【防災・危機管理課】
 - ・ 県有施設の耐震化率：100%（H27）【建築指導課】
 - ・ 市町村有施設の耐震化率：84.8%（H26）【防災・危機管理課】

②住宅・都市・住環境

- ◎県立学校施設の耐震化率：100%（H27）【教育庁財務課】
- ◎市町村公立学校の耐震化率【教育庁財務課】
 - ◆小中学校：95.8%（H27）
 - ◆幼稚園：78.1%（H27）
- 公立学校における地震を想定した避難訓練の実施率：97.9%（H27）
【教育庁保健体育課】

③保健医療・福祉

- ・ 災害拠点病院等の耐震化率：（H27）【医療対策課】
 - ◆災害拠点病院：86.7%
 - ◆救命救急センター：85.7%
 - ◆二次救急病院：83.1%
 - ◆病院：73.7%
- 社会福祉施設等の耐震化率：94.5%（H26）
 - ◆私立保育所：88.0%【子ども家庭課】
 - ◆高齢者関係施設：97.5%【長寿福祉課】
 - ◆障害者支援施設：84.0%【障害福祉課】

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(津波避難行動の啓発等)

- 津波防災地域づくりや津波災害警戒区域の指定などの対策をはじめ、J アラートの自動起動装置の整備や道路施設等へ海拔情報の表示等による住民への適切な災害情報の周知に取り組んでいるが、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(海岸保全施設の整備等)

- 津波からの避難を確実にを行うため、海岸保全施設等の整備、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化などの対策を着実に進める必要がある。
- 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、老朽化対策や適切な防護水準の確保を図るとともに、自然との共生及び環境との調和や景観の維持等に十分配慮して進める必要がある。

(道の駅の活用)

- 「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供のほか、災害時の防災拠点や一時避難所としての活用が期待されており、整備を進める必要がある。

(津波ハザードマップの活用)

- 10 市町村(水戸市及び海岸線沿いの市町村)で津波ハザードマップを作成しているが、住民への周知を図るとともに、ハザードマップを活用した防災訓練等を検討する必要がある。

【重要業績指標】

⑤情報通信・交通・物流

- ・「復興みちづくりアクションプラン」の対象箇所の完了率: 55.3% (H27) 【道路維持課】(再掲)
- ・一般国道の整備率: 61.4% (H26) 【道路維持課】(再掲)
- ◎道の駅の整備箇所: 13 駅 (H28) 【道路維持課】
- ・市街地等道路の無電柱化率: 38% (H27) 【道路維持課】(再掲)
- 道路利用者等への海拔情報の周知: 241 箇所 (H27) 【道路維持課】

⑥農林水産

- ◎海岸保全施設の整備: 7 海岸中 2 海岸着手 (H28) 【水産振興課】

⑦国土保全

- ◎津波ハザードマップを作成した市町村の割合 100% 【河川課】
- ・河川改修率: 57.5% (H26) 【河川課】

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(減災対策協議会の設置等) **豪雨災害対策**

- 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨**災害**により広域的な浸水や甚大な被害が発生したことから、国・県・市町村が連携し、減災のための目標を共有し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進するため、県内の 6 河川流域ごとに「減災対策協議会」を設置し、洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に取り組んでいるが、着実に進める必要がある。

(新たな浸水想定区域図を踏まえた広域避難等の検討) **豪雨災害対策**

- 河川管理者（国・県）において、想定される最大規模の降雨に基づく「**浸水想定区域図**」の見直しや早期の立ち退き避難が必要な「**洪水時家屋倒壊危険ゾーン**」を H29 年度に公表し、その結果を踏まえた、市町村が作成するハザードマップについて支援する必要がある。

(鬼怒川緊急対策プロジェクト) **豪雨災害対策**

- 鬼怒川下流域において、国、県、常総市など 7 市町が主体となり、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策（鬼怒川プロジェクト）を行っており、その円滑な推進を図る必要がある。

(タイムラインの作成) **豪雨災害対策**

- 避難勧告等の発令に着目したタイムラインについて、**国土交通省関東地方整備局**下館河川事務所（鬼怒川、小貝川）管内の 10 市町で作成したが、今後は、他の県内直轄河川についても、タイムライン作成の取組を推進する必要がある。

(河川管理施設等の老朽化対策)

- 河川管理施設の老朽化対策として策定した「茨城県河川管理施設長寿命化計画」(H25.3)に基づき、施設の整備や更新を図る必要がある。
- 処理場、ポンプ場、管渠等の下水道施設や排水機場、雨水貯留管等の排水施設について、点検・調査・改築等を一体的に捉えた長寿命化計画を策定し、機能を継続的に維持していく必要がある。

(防災意識の高揚) **豪雨災害対策**

- **想定される最大規模の降雨に基づく新たな浸水想定区域図をもとに、市町村においてハザードマップの見直しを進めることから、当該ハザードマップの理解を深め、大規模水害発生時に住民の逃げ遅れを減らすため、市町村や自主防災組織の活動による地域における防災意識の高揚が必要である。**

【重要業績指標】

①行政機能／警察・消防等

- 減災対策協議会の設置状況：6 流域 38 市町村 (H27) 【防災・危機管理課】
- ・市町村におけるタイムラインの策定割合 13.5% (H27) 【防災・危機管理課】

②住宅・都市・住環境

- ◎下水道施設の耐震化率：35.1% (H27) 【下水道課】
- ・下水道 BCP 策定率（簡易版）：100% (H27) 【下水道課】

⑥農林水産

- ・農地防災面積：14,400ha 【農村計画課】 (H27)
- ・ため池、農業水利施設の耐震性点検箇所数：27 箇所 (H27) 【農村計画課】
- ◎ため池ハザードマップ作成箇所数：5 箇所 (H27) 【農村計画課】

⑦国土保全

- ◎洪水ハザードマップを作成した市町村の割合 100% 【河川課】
- ◎河川改修率：57.5% (H26) 【河川課】（再掲）

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

（土砂災害防止施設の老朽化対策等）

- 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊）等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。
- 土砂災害防止施設（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）については、供用開始から 50 年以上経過している施設があるなど老朽化の進行による機能低下によって住民に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、長寿命化計画を策定し、土砂災害防止施設本来の機能を確保する必要がある。

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 土砂災害防止施設の整備を進めているが、ハード対策には時間を要するため、市町村等と連携し、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施等、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。

（ため池、農業水利施設の耐震化等）

- ため池や農業水利施設の耐震性点検を行い、必要に応じて耐震化整備計画を策定し、耐震化整備を推進する必要がある。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

【重要業績指標】

⑥農林水産

- ・ため池、農業水利施設の耐震性点検箇所数：27 箇所（H27）【農村計画課】（再掲）
- ・ため池ハザードマップ作成箇所数：5 箇所（H27）【農村計画課】（再掲）

⑦国土保全

- ・山地災害危険地区（民有林）における治山事業の着手率 42.0%（H27）【林業課】
- ◎土砂災害警戒区域指定箇所：3,868 箇所（H27）【河川課】
- ◎土砂災害防止施設の整備率：23.7%（H27）【河川課】
- ・洪水ハザードマップを作成した市町村の割合 100%【河川課】（再掲）
- 土砂災害ハザードマップを作成した市町村の割合 97.5%【河川課】

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報の収集、伝達体制の確保)

- 市町村における全国瞬時警報システム (J-ALERT) の自動起動装置の整備 (整備率 100% (H26)) や防災行政無線のデジタル化の推進、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。
- 災害発生後に起きる交通渋滞により避難が遅れることを回避する必要がある。
- 市町村におけるタイムライン (防災行動計画) 作成の取組を支援する必要がある。
- 災害時に住民の円滑な避難を実施するためには、市町村があらかじめ客観的な指標に基づく避難勧告等の発令基準を定め、空振りをおそれず発令することが重要であり、市町村における基準策定等を支援する必要がある。
- 災害情報を多様な手段で発信するため、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させるほか、非常用電源の確保のため発電機等の燃料の確保を図る必要がある。

(避難行動要支援者対策)

- 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や、名簿を活用した情報伝達・避難誘導等を定める個別避難計画の策定について市町村の取組を促進する必要がある。

(災害記録の伝承)

- 県民の防災意識の向上のため、東日本大震災における写真や映像、体験談等の記録資料を収集・整理しており、今後は、貴重な教訓を後世に伝えるため、デジタルアーカイブとしての公開や防災教育への活用を図る必要がある。

(外国人旅行者の災害時の対応)

- 外国人旅行者に、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、市町村や観光施設・宿泊施設などと連携を図っていく必要がある。

【重要業績指標】

①行政機能／警察・消防等

- 東日本大震災記録資料の収集点数：52,511点 (H27) 【防災・危機管理課】
- ◎全国瞬時警報システム (J-ALERT) 自動起動装置の整備率：100% (44市町村) (H26) 【防災・危機管理課】
- ◎防災情報ネットワーク整備箇所：283箇所 (H27) 【防災・危機管理課】
- ◎災害情報共有システム (Lアラート)・緊急速報メールの導入率：100% (44市町村) 【防災・危機管理課】
- 避難勧告等の発令基準の策定状況：(H27) 【防災・危機管理課】
 - ◆水害 (洪水予報河川) 83.8% ◆水害 (水位周知河川) 83.3%
 - ◆土砂災害 82.5% ◆高潮 77.8% ◆津波 90.0%
- ◎市町村におけるタイムラインの策定割合 13.5% (H27) 【防災・危機管理課】 (再掲)
 - ・主要交差点の信号機電源付加装置の設置数：162箇所 (H27) 【警察本部警備課】

③保健医療・福祉

- ◎避難支援個別計画策定市町村数：8団体／44市町村 (H27) 【福祉指導課】

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

<p>2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>(緊急輸送体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸路のほか、空路や海路による物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤施設の耐震化や災害対策を進める必要がある。 <p>(物資の備蓄、調達・供給体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時において、被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するためには、県・市町村により備蓄目標数量を計画的に確保することや、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図る必要がある。 ○ 各家庭、避難所等における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する必要がある。 ○ 関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等を進めることにより、国や民間事業者等と連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある。 <p>(緊急輸送道路の整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、防災拠点としての道の駅の活用等について検討する必要がある。 <p>(水道施設の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、市町村等水道事業体の基幹管路等水道施設の老朽化対策及び耐震化を着実に促進する必要がある。
<p>【重要業績指標】</p> <p>②住宅・都市・住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の管路の耐震化率：48.5% (H26) 【企業局施設課】 <p>③保健医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化率 (H26) 【生活衛生課】 <ul style="list-style-type: none"> ◆基幹管路：32.3% ◆配水施設 39.7% ◆浄水施設：15.2% <p>⑤情報通信・交通・物流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興みちづくりアクションプラン」の対象箇所の完了率：55.3% (H27) 【道路維持課】 (再掲) ・一般国道の整備率：61.4% (H26) 【道路維持課】 (再掲) ・緊急輸送道路(県管理)上にある橋梁(15m以上)の耐震化率73.9%(H27) 【道路維持課】 (再掲) ・道の駅の整備箇所：13 駅 (H28) 【道路維持課】 (再掲) ・市街地等道路の無電柱化率：38% (H27) 【道路維持課】 (再掲) ◎緊急物資輸送用岸壁の整備：4 岸壁 (H27) 【港湾課】

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(緊急輸送道路の整備等)

- 災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶により孤立する可能性のある地区に通じる道路防災危険個所の対策や緊急輸送道路の耐震化、代替輸送道路の確保を推進するとともに、市町村と連携して必要な装備資器材の整備、通信基盤の整備等を進める必要がある。

(山間地等の輸送路の確保)

- 山間地等において多様な主体が管理する道路を把握し、活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

(地域防災力の強化)

- 集落が孤立した場合であっても、地域内の被害を最小化するため、住民、自主防災組織等による救出・救護活動等を行う仕組みを検討する必要がある。

【重要業績指標】

①行政機能／警察・消防等

- ・ 自主防災組織の活動カバー率：82.1% (H27) 「防災・危機管理課」 (再掲)

⑤情報通信・交通・物流

- ・ 「復興みちづくりアクションプラン」の対象箇所の完了率：55.3% (H27) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 緊急輸送道路(県管理)上にある橋梁(15m以上)の耐震化率73.9%(H27) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 一般国道の整備率：61.4% (H26) 【道路維持課】 (再掲)

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
 (それがなされない場合の必要な対応を含む)

<p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>(警察・消防等の災害対応力強化)</p> <p>○ 警察、消防等において災害対応力強化のための体制、装備資器材等の充実強化を図る必要がある。</p> <p>(広域連携体制の整備)</p> <p>○ 救助・救急活動等の不足を避けるため、関東地方知事会や全国知事会の相互応援協定を活用するとともに、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊や海保、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など各機関等の応援部隊を受け入れて、円滑な活動を行うための体制を整備する必要がある。</p> <p>(消防の協力体制の整備)</p> <p>○ 災害発生時に救助等を迅速に行うため、消防救急無線のデジタル化を図る必要があるが、全ての消防本部で整備済みである。また、県内 24 消防本部中 20 消防本部が参加する「いばらき消防指令センター」を共同整備し、共同運用を行っているが、未加入の消防本部管内の災害状況や消防の活動状況の把握が困難となり、応援部隊の投入の遅延による被害拡大のおそれがある。未加入団体においても引き続き加入促進を働きかけ、相互に活動状況を把握し、協力できる体制を整備する必要がある。</p> <p>(地域防災力の強化)</p> <p>○ 消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。</p> <p>(防災訓練の実施)</p> <p>○ 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。</p>
<p>【重要業績指標】</p> <p>①行政機能／警察・消防等</p> <p>◎自主防災組織の活動カバー率：82.1% (H27) 【防災・危機管理課】(再掲)</p> <p>◎防災士登録数：2,275 人 (H27) 【防災・危機管理課】(再掲)</p> <p>◎緊急消防援助隊の登録隊数：158 隊 (H28) 【消防安全課】(再掲)</p> <p>◎消防団員数：23,632 人 (H27) 【消防安全課】(再掲)</p> <p>○消防救急無線のデジタル化整備済団体：100% (H27) 【消防安全課】</p> <p>◎県警察本部及び警察署の耐震化率：100% (H27) 【警察本部警備課】</p>

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
 (それがなされない場合の必要な対応を含む)

<p>2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>(医療機関等の電源の確保)</p> <p>○ 災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。</p> <p>(災害時の優先給油体制の整備)</p> <p>○ 災害発生時に、協定に基づき、救助・救急活動を行う緊急車両等(災害応急対策車両)や病院等の重要施設に中核給油所等から優先給油がスムーズに行われるよう訓練を行うとともに、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発が必要である。</p> <p>(緊急輸送道路の整備等)</p> <p>○ 災害発生時においてもエネルギーの供給を確保するため、緊急輸送道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。</p>
<p>【重要業績指標】</p> <p>④産業・エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー等を導入した防災拠点施設数：558 施設 (H27) 【環境政策課】 ・災害時に優先給油を行う給油所：県指定給油所125 箇所、小口燃料配送拠点7 箇所 【防災・危機管理課】 <p>⑤情報通信・交通・物流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興みちづくりアクションプラン」の対象箇所の完了率：55.3% (H27) 【道路維持課】(再掲) ・一般国道の整備率：61.4% (H26) 【道路維持課】(再掲) ・緊急輸送道路(県管理)上にある橋梁(15m 以上)の耐震化率73.9%(H27) 【道路維持課】(再掲) ・道の駅の整備箇所：13 駅 (H28) 【道路維持課】(再掲) ・市街地等道路の無電柱化率：38% (H27) 【道路維持課】(再掲) ・緊急物資輸送用岸壁の整備：4 岸壁 (H27) 【港湾課】(再掲)

目標2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
(帰宅困難者等の受入体制の確保) ○ 大規模災害発生時には、多数の避難者が長期にわたり避難所で生活することとなるため、当該避難者に配布する食糧を備蓄する必要がある。 ○ 一時滞在施設や避難所となる学校施設等について、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有していないため、帰宅困難者・避難者等の受入体制の確保を図る必要がある。
(交通インフラの早期復旧) ○ 帰宅のために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。
【重要業績指標】 ①行政機能／警察・消防等 ○ 県備蓄食数：78,570食（H27）【防災・危機管理課】 ②住宅・都市・住環境 ◎ 耐震性貯水槽の整備率 100%（H27）【公園街路課】 ・ 水道施設の管路の耐震化率：48.5%（H26）【企業局施設課】（再掲）

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
 (それがなされない場合の必要な対応を含む)

<p>2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>(地域の医療機関の連携)</p> <p>○ 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について検討する必要がある。</p> <p>(医療施設の耐震化)</p> <p>○ 災害拠点病院及び救急救命センターの耐震化率は約 8 割 (H27) に留まり、耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。</p> <p>(DMATの機能強化)</p> <p>○ 養成研修受講による県内DMAT数の増加を図るとともに、総合防災訓練やDMAT実働訓練など定期的な訓練への参加により、DMATの技能向上を図る必要がある。</p> <p>(医薬品等の供給体制の整備)</p> <p>○ 緊急時における医薬品等の供給のための連絡体制について、医療機関への周知を図り、災害時における救急医療への対応に備える必要がある。</p> <p>(緊急輸送道路等の整備)</p> <p>○ インフラ被災時にはDMAT等を始めとする医療チームが医療施設へ到達できなくなるため、緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、港湾施設の耐震・耐波性能の強化の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。</p>
<p>【重要業績指標】</p> <p>①行政機能／警察・消防等</p> <p>・防災拠点となる公共施設等の耐震化率：86% (H26) 【防災・危機管理課】(再掲)</p> <p>③保健医療・福祉</p> <p>◎災害拠点病院等の耐震化率：(H27) 【医療対策課】(再掲)</p> <p>◆災害拠点病院 86.7% ◆救命救急センター85.7%</p> <p>◆二次救急病院 83.1% ◆病院 73.7%</p> <p>⑤情報通信・交通・物流</p> <p>・「復興みちづくりアクションプラン」の対象箇所の完了率：55.3% (H27) 【道路維持課】(再掲)</p> <p>・一般国道の整備率：61.4% (H26) 【道路維持課】(再掲)</p> <p>・緊急輸送道路(県管理)上にある橋梁(15m以上)の耐震化率73.9%(H27) 【道路維持課】(再掲)</p> <p>・市街地等道路の無電柱化率：38% (H27) 【道路維持課】(再掲)</p>

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

<p>2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>(予防接種の促進等)</p> <p>○ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。</p> <p>(公衆衛生の維持)</p> <p>○ 消毒・害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。</p> <p>(下水道施設の耐震化)</p> <p>○ 下水道施設の耐震化率は 35.1% (H27) であり、耐震化を着実に推進する必要がある。</p> <p>(農業集落排水施設の耐震化等)</p> <p>○ 供用開始後 20 年経過した農業集落排水施設が今後増加することから、適時・適切に機能診断を実施し、災害時においても公衆衛生の維持を図る必要がある。</p> <p>【重要業績指標】</p> <p>②住宅・都市・住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震化率：35.1% (H27) 【下水道課】 ・下水道 BCP 策定率 (簡易版)：100% (H27) 【下水道課】 <p>③保健医療・福祉</p> <p>○ 予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率： 麻しん・風しん 1 期，2 期それぞれ 95% (H27) 【保健予防課】</p> <p>⑥農林水産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設 (供用開始後 20 年経過した施設) の機能診断実施割合：1.0% (H27) 【農村環境課】
--

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

<p>3-1) 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化</p> <p>(警察の災害対応力の強化)</p> <p>○ 地震・津波からの複合災害にも対応するため、平成 27 年 3 月に「茨城県警察災害警備計画」を制定し、関東東北豪雨災害を踏まえて改正するなど、治安の確保に必要な体制整備を図っており、今後は、関係機関との連携を図るほか、実戦的な訓練を実施し、災害警備活動の強化を図っていく必要がある。</p> <p>○ 警察OBによる災害時警察活動協力員を、警察官不在の交番等に配置し治安の維持に努めるほか、避難所等での各種要望の把握、安全確保のための指導を行うこととしており、現在の協力体制を維持していく必要がある。</p> <p>(交通事故等の回避対策)</p> <p>○ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。</p> <p>【重要業績指標】</p> <p>①行政機能／警察・消防等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要交差点の信号機電源付加装置の設置数：162 箇所 (H27) 【警察本部警備課】 (再掲) ・災害時警察活動協力員：172 名 (H27) 【警察本部警備課】
--

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通事故等の回避対策)

- 県内の信号機設置交差点 6,145 箇所のうち、主要交差点 162 箇所に信号機電源付加装置が設置されているが、中長期的な視点から優先順位を付けて着実に整備を進めるとともに、災害発生時に確実に作動するように適切に維持管理を行っていく必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。

【重要業績指標】

①行政機能／警察・消防等

- ◎主要交差点の信号機電源付加装置の設置数：162 箇所 (H27) 【警察本部警備課】(再掲)

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-3) 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点機能の確保)

- 県有施設は、すべて耐震化を達成したものの、防災拠点となる公共施設等の耐震化率が 86% (H27) であり、耐震化の完了に向けて、引き続き対策を実施する必要がある。
- 停電時の防災拠点の機能を強化するため、再生可能エネルギー等の導入を進め、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進することが重要である。

(業務継続体制の整備)

- 県民の生命、身体及び財産を守ることは、県政に課せられた責務であることから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 県は、県業務継続計画に基づき、各所属単位で毎年度、人事異動や組織改正等に応じたマニュアルの見直しを行っているが、災害時においても有効に機能するよう検証するなど不断の見直しを行う必要がある。また、市町村のBCP策定率は約3割 (H27) であることから、計画策定等を支援し、業務継続体制の強化を図る必要がある。

【重要業績指標】

①行政機能／警察・消防等

- 市町村のBCP (業務継続計画) 策定率：31.8% (H27) 【防災・危機管理課】
 - ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率：86% (H26) 【防災・危機管理課】(再掲)
 - ・防災情報ネットワーク整備箇所：283 箇所 (H27) 【防災・危機管理課】
 - ・災害時等協力員登録数：100 人 (H27) 【監理課】
- ◎県有施設の耐震化率：100% (H27) 【建築指導課】(再掲)
 - ・県警察本部及び警察署の耐震化率：100% (H27) 【警察本部警備課】
- 市町村有施設の耐震化率：84.8% (H26) 【防災・危機管理課】(再掲)

②住宅・都市・住環境

- ◎県立学校施設の耐震化率：100% (H27) 【教育庁財務課】
- ◎市町村公立学校の耐震化率【教育庁財務課】
 - ◆小中学校：95.8% (H27) ◆幼稚園：78.1% (H27)

④産業・エネルギー

- ◎再生可能エネルギー等を導入した防災拠点施設数：558 施設 (H27) 【環境政策課】(再掲)

目標 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
(非常用電源の確保) ○ 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。 ○ 県独自の非常用電源を有する防災情報ネットワークを整備し、県庁と、市町村、消防本部、県出先機関、救急医療機関及び防災関係機関とを結ぶことにより、災害情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うことを可能としている。
【重要業績指標】
①行政機能／警察・消防等 ・防災情報ネットワーク整備箇所：283箇所（H27）【防災・危機管理課】
④産業・エネルギー ・再生可能エネルギー等を導入した防災拠点施設数：558施設（H27）【環境政策課】（再掲）
⑤情報通信・交通・物流 ・市街地等道路の無電柱化率：38%（H27）【道路維持課】（再掲）

目標 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
(災害情報の収集・伝達体制の確保) ○ テレビ・ラジオ放送が中断した際の代替手段や補完手段として、Lアラートや緊急速報メールを県内すべての市町村で導入している。 ○ 住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM等様々な媒体の活用を促進するとともに、Lアラートや緊急速報メールの適切な運用、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法により災害情報を確実に伝達する必要がある。
【重要業績指標】
①行政機能／警察・消防等 ◎災害情報共有システム（Lアラート）・緊急速報メールの導入率：100%（44市町村）【防災・危機管理課】

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

5-1) サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力低下

(事業者の業務継続体制の整備)

- 中小企業における主体的な事業継続計画 (BCP) の取組を推進するため、BCP の事例を県 HP で公開することで、BCP の普及啓発を図る必要がある。

(緊急輸送道路の整備等)

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、港湾施設の耐震・耐波性能の強化を着実に推進する必要がある。

(事業者への融資制度の整備)

- 中小企業者の耐震性向上のための資金調達の円滑化を支援するなど、中小企業の地震災害予防対策を促進する必要がある。また、発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に創設・実施できるよう、平時から災害対策融資 (緊急対策枠) について一定の予算額を確保しておく必要がある。

【重要業績指標】

⑤情報通信・交通・物流

- ・ 「復興みちづくりアクションプラン」の対象箇所の完了率: 55.3% (H27) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 一般国道の整備率: 61.4% (H26) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 緊急輸送道路(県管理)上にある橋梁(15m以上)の耐震化率73.9%(H27) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 道の駅の整備箇所: 12 駅 (H27) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 市街地等道路の無電柱化率: 38% (H27) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 緊急物資輸送用岸壁の整備: 4 岸壁 (H27) 【港湾課】 (再掲)

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止

(緊急輸送道路等の整備等)

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、災害発生後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。

(緊急給油体制の整備)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。

【重要業績指標】

⑤情報通信・交通・物流

- ・ 「復興みちづくりアクションプラン」の対象箇所の完了率: 55.3% (H27) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 緊急輸送道路(県管理)上にある橋梁(15m以上)の耐震化率73.9%(H27) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 一般国道の整備率: 61.4% (H26) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 道の駅の整備箇所: 13 駅 (H28) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 市街地等道路の無電柱化率: 38% (H27) 【道路維持課】 (再掲)
- ・ 緊急物資輸送用岸壁の整備: 4 岸壁 (H27) 【港湾課】 (再掲)

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による基幹産業の機能停止 (石油コンビナート事業者等の災害対応力の強化)
○ 石油コンビナート防災計画を事業所や関係機関に対して周知し、事業所における防災設備の設置、施設の耐震性向上及び浸水防止対策等の災害予防対策の実施を促す必要がある。
○ コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練の実施を推進する必要がある。
【重要業績指標】

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

5-4) 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止 (地域交通ネットワークの強化)
○ 県内高速道路のうち、常磐道及び北関東道は全線開通しているが、圏央道及び東関東道水戸線については、未開通区間や暫定2車線の区間があることから、ミッシングリンクを解消するため、その早期完成について、国等に働きかけていく必要がある。
○ 人命にかかわる救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うために、「復興みちづくりアクションプラン」により、緊急輸送道路の強化を図る必要がある。
○ 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、港湾施設の耐震・耐波性能の強化を着実に推進する必要がある。
○ 陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。
【重要業績指標】
⑤情報通信・交通・物流
・「復興みちづくりアクションプラン」の対象箇所の完了率: 55.3% (H27) 【道路維持課】(再掲)
・一般国道の整備率: 61.4% (H26) 【道路維持課】(再掲)
・緊急輸送道路(県管理)上にある橋梁(15m以上)の耐震化率73.9%(H27) 【道路維持課】(再掲)
・市街地等道路の無電柱化率: 38% (H27) 【道路維持課】(再掲)
・緊急物資輸送用岸壁の整備: 4岸壁 (H27) 【港湾課】(再掲)

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

5-5) 食料等の安定供給の停滞
(農業用排水施設の維持管理) ○ 農業用水施設などの生産基盤等における災害発生時の被害を最小化させるため、農業用ダム、排水機場等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を図る必要がある。
(事業者の業務継続体制の整備) ○ 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。
(漁港施設の災害対応力強化) ○ 長寿命化計画の策定や漁港施設等の耐震対策により 、漁港施設の被害軽減を図る必要がある。
【重要業績指標】
⑥農林水産 ○林道橋・トンネルを対象とした点検診断： 22箇所 (H27) 【林業課】 ・ため池、農業水利施設の耐震性点検箇所数： 27箇所 (H27) 【農村計画課】 (再掲) ○農道橋点検実施率：100% (H27) 【農村環境課】

目標 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 県民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
(ライフラインの災害対応力強化) ○ 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、ガス導管網の耐震化、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要がある。
(エネルギーの供給源の多様化) ○ 災害発生時において長期停電を回避するため、個人や企業の自家発電設備の普及促進を図る必要がある。また、太陽光発電や風力発電、小水力発電等の再生可能エネルギーの利活用やコージェネレーション等分散型エネルギーの導入拡大等によりエネルギーの供給源の多様化を図る必要がある。
【重要業績指標】
④産業・エネルギー ・再生可能エネルギー等を導入した防災拠点施設数： 558施設 (H27) 【環境政策課】 (再掲)

目標 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

<p>6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>(水道施設の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道、工業用水道施設等の耐震化が進められているが、耐震化率は依然として低い状況にあることから、耐震化を促進する必要がある。 ○ 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。 <p>(渇水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 異常渇水時に備え、国等の関係機関との連携強化等を図る必要がある。 <p>【重要業績指標】</p> <p>②住宅・都市・住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性貯水槽の整備率 100% (H27) 【公園街路課】(再掲) ◎水道施設の管路の耐震化率：48.5% (H26) 【企業局施設課】(再掲) <p>③保健医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎水道施設の耐震化率 (H26) 【生活衛生課】(再掲) ◆基幹管路：32.3% ◆配水施設 39.7% ◆浄水施設：15.2%

目標 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

<p>6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>(下水道施設の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の耐震化率は 35.1% (H27) であり、耐震化を着実に推進する必要がある。 ○ 下水道施設の下水道 B C P 策定率 (簡易版) は 100% (H27) であるが、災害時における対応訓練を重ねながら継続的に見直し、内容の充実を図る必要がある。 ○ 下水道施設の老朽化対策としての長寿命化計画に基づき、施設の改築更新及び長寿命化対策工事を進める必要がある。 <p>○地震などの災害に強いとされている浄化槽について、使用者による適正な維持管理と老朽化した浄化槽等の更新を促すことが重要である。</p> <p>(農業集落排水施設の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業集落排水施設の機能診断は 0.2% (H27) であり、機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策や耐震化を着実に推進する必要がある。 <p>【重要業績指標】</p> <p>②住宅・都市・住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震化率：35.1% (H27) 【下水道課】(再掲) ◎下水道 BCP 策定率 (簡易版)：100% (H27) 【下水道課】(再掲) <p>⑥農林水産</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎農業集落排水施設 (供用開始後 20 年経過した施設) の機能診断実施割合：1.0% (H27) 【農村環境課】(再掲)
--

目標 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

<p>6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態</p> <p>(緊急輸送道路等の整備等)</p> <p>○ 複数の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。</p> <p>(道路啓開等の復旧・復興を担う人材の育成・確保)</p> <p>○ 災害発生時には、道路・橋梁をはじめとする土木施設の点検・被害確認等に加え、速やかに被害査定・設計業務を行う必要があるが、業務に精通した人材が不足するため、災害時等協力員登録者等の活用や関係団体との連携体制を強化することなどにより、必要な人員を確保する必要がある。</p>
<p>【重要業績指標】</p> <p>①行政機能／警察・消防等</p> <p>◎災害時等協力員登録者数：100人（H27）【監理課】（再掲）</p> <p>②住宅・都市・住環境</p> <p>・街路事業改良率：67.4%（H25）【公園街路課】（再掲）</p> <p>③情報通信・交通・物流</p> <p>・「復興みちづくりアクションプラン」の対象箇所の完了率：55.3%（H27）【道路維持課】（再掲）</p> <p>・一般国道の整備率：61.4%（H26）【道路維持課】（再掲）</p> <p>・緊急輸送道路(県管理)上にある橋梁(15m以上)の耐震化率73.9%(H27)【道路維持課】（再掲）</p> <p>・道の駅の整備箇所：13 駅（H28）【道路維持課】（再掲）</p> <p>・市街地等道路の無電柱化率：38%（H27）【道路維持課】（再掲）</p> <p>・緊急物資輸送用岸壁の整備：4 岸壁（H27）【港湾課】（再掲）</p> <p>⑥農林水産</p> <p>・林道橋・トンネルを対象とした点検診断：22 箇所（H27）【林業課】（再掲）</p>

目標 7. 制御不能な二次災害を発生させない

<p>7-1) 市街地での大規模火災の発生</p> <p>(警察・消防等の体制・資器材等の充実強化)</p> <p>○ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成など、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。</p> <p>(火災予防対策)</p> <p>○ 木造住宅の防火対策や、住宅への火災報知器の設置促進、市街地での延焼防止を防ぐために空き家戸数の増加を抑えるなど、火災予防、被害軽減のための取組を進める必要がある。</p>
<p>【重要業績指標】</p>

目標7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(コンテナの災害対応力強化)

- コンテナ災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンテナ周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

【重要業績指標】

目標7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化について、耐震化率は、住宅・建築物が約8割(H25)と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。

(老朽・空き家対策)

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、**空家等対策の実施主体である市町村に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法の適切な運用が図られるよう、関係団体と連携して、情報提供や技術的な助言を実施する必要がある。**

【重要業績指標】

①行政機能／警察・消防等

- ・ 県有施設の耐震化率：100% (H27) 【建築指導課】(再掲)

②住宅・都市・住環境

- ・ 街路事業改良率：67.4% (H25) 【公園街路課】(再掲)
- ・ 民間特定建築物の耐震化率：82.9% (H27 推計値) 【建築指導課】(再掲)
- ・ 住宅の耐震化率：81.8% (H27 推計値) 【建築指導課】(再掲)

- **空家等対策計画を策定した市町村数の県内全市町村数に対する割合：0% (H27) 【住宅課】**

目標7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-4) ダム, 天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
(ため池の点検) ○ 築造年代が古く, 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について, 一斉点検を早急に完了させるとともに, その結果に基づき対策を実施する必要がある。
(ダム管理施設の老朽化対策) ○ ダム管理施設についても, 老朽化が進行していることから, 施設の更新・改良や長寿命化により洪水調節機能や災害時連絡機能の回復・向上を図り, 県民が安全, 安心に暮らすことができるようにする必要がある。
【重要業績指標】
⑥農林水産 ◎農地防災面積: 14,400ha【農村計画課】(H27)(再掲) ・ため池, 農業水利施設の耐震性点検箇所数: 27箇所(H27)【農村計画課】(再掲) ・ため池ハザードマップ作成箇所数: 5箇所(H27)【農村計画課】(再掲)
⑦国土保全 ○ダムの長寿命化計画の策定: 7ダム中2ダム着手(H27)【河川課】

目標7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出
(有害物質の拡散・流出対策) ○ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や, 大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため, 事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど, 引き続き国と連携して対応する必要がある。
【重要業績指標】
③保健医療・福祉 ○毒物劇物製造業者に対する監視率: 100%(H27)【薬務課】

目標 7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
(森林・農地等の適切な整備・保全)
○ 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。
○ 森林については、適切な間伐等の森林整備や、山地災害の危険性の高い箇所を優先に着手するなど総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。
○ 飛砂や高潮、津波等に対する被害軽減効果のある海岸防災林の機能が適正に発揮できるように、森林の整備を推進する必要がある。
【重要業績指標】
⑥農林水産
○間伐面積：1,846ha (H27) 【林業課】
⑦国土保全
○山地災害危険地区(民有林)における治山事業の着手率 42.0% (H27) 【林業課】(再掲)

目標 7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-7) 風評被害等による県経済等への甚大な影響
(風評被害に対する適切な情報発信)
○ 災害発生時において、正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
【重要業績指標】

目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
(災害廃棄物対策)
○ 膨大な量の災害廃棄物が発生するため、運搬車両の確保、仮置場の確保など、災害廃棄物を可能な限り迅速に処理するための処理方策をまとめておく必要がある。
【重要業績指標】
⑦国土保全
・地籍調査進捗率：67% (H27) 【農村環境課】

目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<p>8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(業務継続体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察・消防等を含む行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。 <p>(災害復旧を担う人材の育成・確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速な災害復旧には、地元建設業が必要不可欠であることから、建設産業への若年労働者の確保と技術者の育成が必要である。 <p>【重要業績指標】</p>
--

目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<p>8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(業務継続体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察・消防等を含む行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。 <p>(避難行動要支援者対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障害者など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や、名簿を活用した情報伝達・避難誘導等を定める個別避難計画の策定について市町村の取組を促進する必要がある。 <p>(地域防災力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成や消防団の充実・強化、活性化の推進など地域防災力を向上させる必要がある。 ○ 学校の防災力強化を図るため、県内すべての公立学校において、地域の実情等に応じ、地震や火災など様々な災害を想定した避難訓練等や、地域や外部機関と連携した児童生徒の保護者への引き渡し訓練、避難所設営等の体験活動を実施しているが、引き続き、防災教育に関する施策を継続していく必要がある。 <p>(災害ボランティアの活動支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアが円滑に活動できるよう、ボランティアの資質向上を図るための研修や訓練等を実施する社会福祉協議会を引き続き支援する必要がある。 <p>【重要業績指標】</p> <p>①行政機能／警察・消防等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の活動カバー率：82.1% (H27) 【 防災・危機管理課】(再掲) ・ 防災士登録数：2,275 人 (H27) 【 防災・危機管理課】(再掲)

目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-4) 常磐線や高速道路網、港湾、空港などの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>(基幹インフラの復旧・復興対策)</p> <p>○ 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、国や施設管理者等と連携して総合的に取組を進める必要がある。</p> <p>(広域交通ネットワークの強化)</p> <p>○ 東京都心とのアクセスを改善する道路・鉄道網が強化され、有事の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等の備えを整える必要がある。</p> <p>(地籍調査の促進)</p> <p>○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、市町村が行う地籍調査の促進を図る必要がある。</p>
<p>【重要業績指標】</p> <p>⑤情報通信・交通・物流</p> <p>○ 県内高速道路の整備率：78.3% (H26) 【道路建設課】</p> <p>・ 緊急物資輸送用岸壁の整備：4 岸壁 (H27) 【港湾課】 (再掲)</p> <p>⑦国土保全</p> <p>◎地籍調査進捗率：67% (H27) 【農村環境課】 (再掲)</p>

目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>(内水ハザードマップ等の活用)</p> <p>○ 平時から衛星等による観測データを活用し、基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。</p> <p>(浸水対策の促進)</p> <p>○ 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。</p>
<p>【重要業績指標】</p> <p>⑥農林水産</p> <p>・ 海岸保全施設の整備：7 海岸中 2 海岸着手 (H28) 【水産振興課】 (再掲)</p> <p>・ 農地防災面積：14,400ha 【農村計画課】 (H27) (再掲)</p>